熊本市
Kumamoto City

資料1

新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保について

［第1回］医療機関説明会

令和3年（2021年）1月30日
健康福祉局保健衛生部
感染症対策課

説明会構成

1　熊本市の接種体制案について　P1～

2　医療機関へのお願い　P11～

3　各種手続き・事務処理について　P14～

Ⅰ 熊本市の接種体制案について

事業の目的

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うことで、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的とする。

また、国の通知に基づき、令和3年（2021年）初頭に新型コロナウイルスワクチンの供給が可能になった場合に、速やかに市民に対する接種ができるよう体制確保を行う。

なお、ワクチンの保管方法等に条件があるため、ワクチンの特性に応じた接種体制の整備が必要となる。

接種順位

熊本県が調整

第1位 医療従事者等

- ○ 病院・診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員。 ※ 診療科、職種は限定しない。委託業者も医療機関の判断により可。
- ○ 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員。
  ※ 店舗販売業務等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については、専ら薬局に従事するとともに、主に患者の対応を行う者に限る。
- ○ 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者（患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等、宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者、自宅・宿泊療養施設や医療機関の間の患者搬送を行う者）
- ○ 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊員

熊本市が調整

第2位 65歳以上高齢者

第3位 高齢者施設等に従事する者

- ○ 高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）において、利用者に直接接する職員。
  ※ サービスの種類・職種は限定しない。

基礎疾患を有する者

- ○ 慢性の呼吸器の病気、心臓病、腎臓病、肝臓病等で通院・入院している者
- ○ BMI30以上の肥満の者

60歳以上65歳未満の者

第4位 その他一般の者

Ⅰ 熊本市の接種体制案について

ワクチンの特性　※ ワクチンの取り扱い等の詳細については、国の説明会資料（参考資料●）を参照してください。

※薬事承認前であり、全て予定の情報

	ファイザー社	アストラゼネカ社	モデルナ社
規模	1.44億回分（7.2千万人分）	1.2億回分（6千万人分）	5千万回分（2千5百万人分）
接種回数（間隔）	2回（21日間隔）	2回（28日間隔）	2回（28日間隔）
保管温度	−75℃±15℃	2℃～8℃	−20℃±5℃
1バイアル単位	6回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位 ※ 一度に接種会場に配送される最小の数量	195バイアル（1,170回分）	<供給当初300万バイアル分> 10バイアル（100回分） <残り900万バイアル分> 2バイアル（20回分）	10バイアル（100回分）
バイアル開封後の保存条件 （温度・保存可能な期間）	常温で融解後、 接種前に生理食塩液で希釈 希釈後、室温で6時間	一度針をさしたもの以降 室温で6時間 2℃～8℃で48時間 ※希釈不要	一度針をさしたもの以降 2℃～25℃で6時間 （解凍後の再凍結は不可） ※希釈不要
備考	医療機関では、「保冷Box+ドライアイス」又は「ディープフリーザー（-75℃）」で保管 「保冷Box+ドライアイス」での保管は、10日間が限度（冷蔵で+5日間） ➡10日間で1,170回の接種が必要	1バイアルの接種回数が大きいことから、ワクチンを無駄なく接種するためには、接種する日（毎日でなくてもよい）には、多人数にまとめて接種できる体制が必要。 ➡1日で100回の接種が必要	
個別接種体制	Ⅰ型医療機関	Ⅱ型医療機関	

※ 超低温での保管が必要なファイザー社のワクチンを取り扱う医療機関は、超低温冷凍庫を設置した基本型接種施設とそこから小分けしたワクチンを受け取って接種するサテライト型接種施設（基本型接種施設に1か所につき3か所まで選定可能）がある。「令和3年1月18日付け厚生労働省健康局健康課長通知（参考資料）」

Ⅰ 熊本市の接種体制案について

全体業務フロー

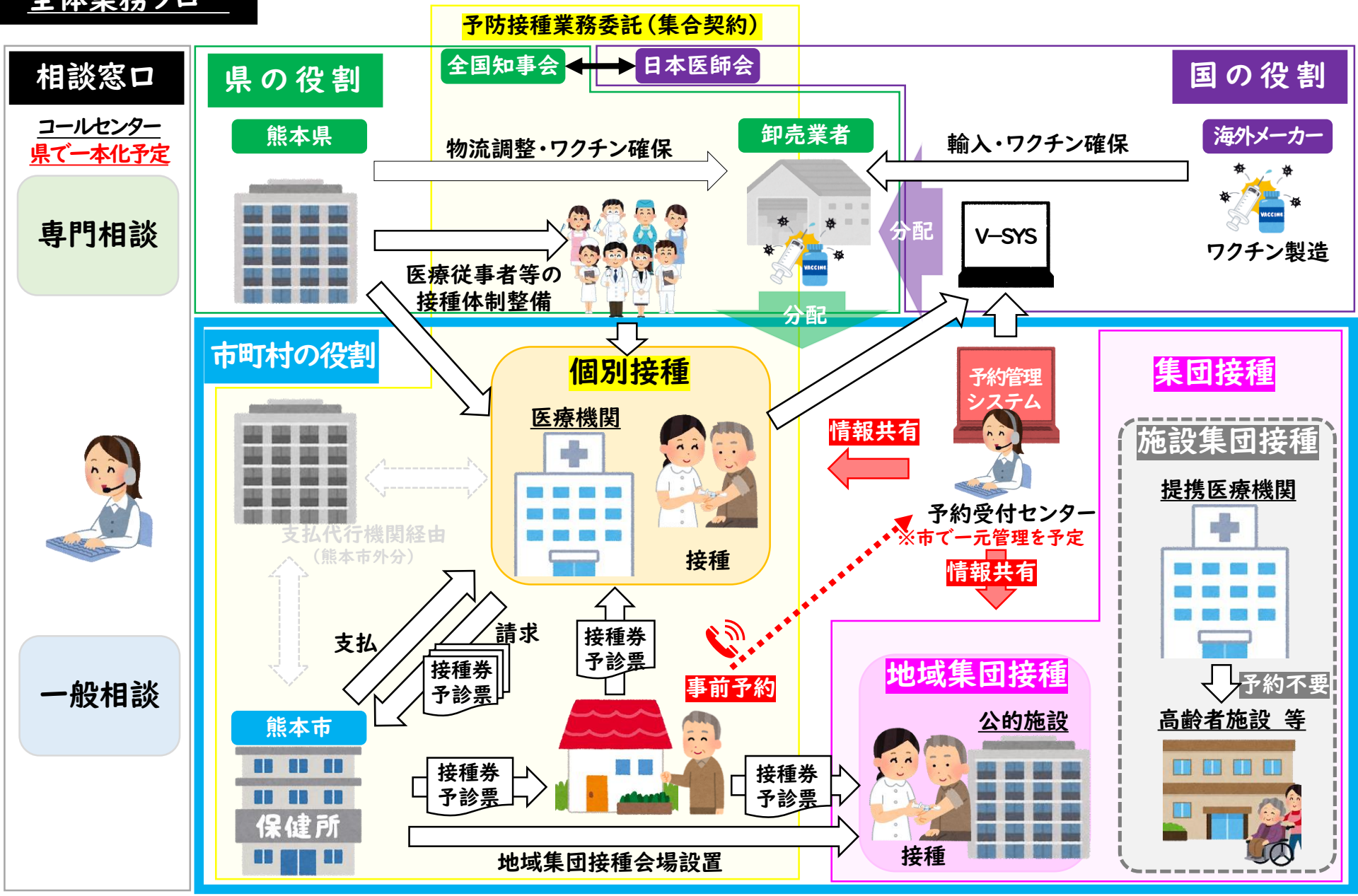

Ⅰ 熊本市の接種体制案について

接種スケジュール　※ 想定

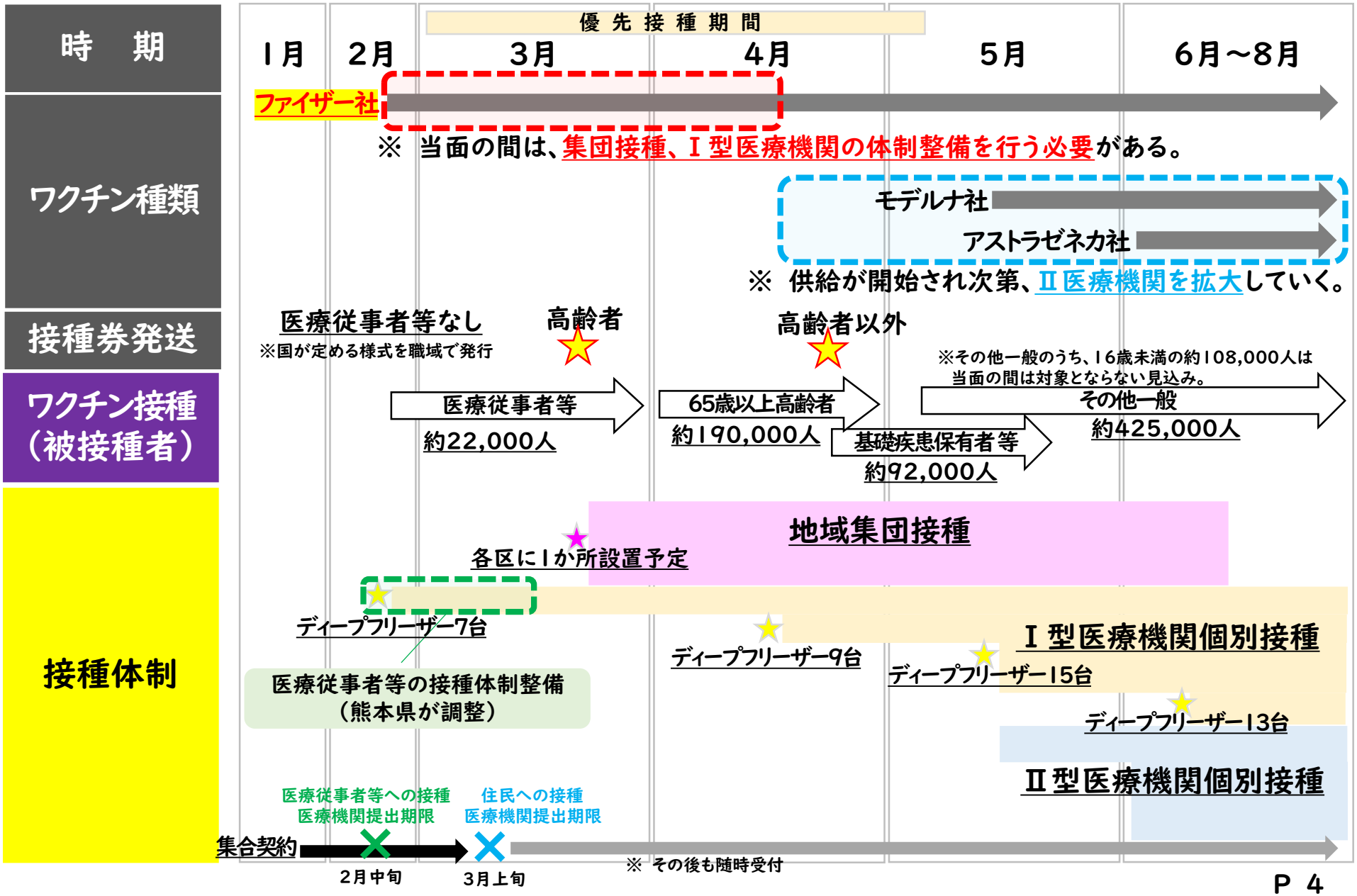

接種体制の検討

予防接種事業について、医療機関における個別接種が一般的となり、本市においては、近年、集団接種を実施していない。

しかし、新型コロナウイルスワクチンについては、供給量や保管方法等の課題があり、医療機関における個別接種の、実施が可能な医療機関が限定される。

よって、他の予防接種と同様に医療機関における個別接種のみの接種体制では、全ての対象者への予防接種の実施が困難であると想定されるため、個別接種と併せて、集団接種の実施を検討する。

Ⅰ 熊本市の接種体制案について

個別接種　**課題**　ワクチンの管理

● Ⅰ型医療機関の条件

- 10日間で1,000回以上の接種
- ドライアイスの詰替が可能であること
  （ディープフリーザが配置されるまでの間）
- 共通の要件を満たすこと

常時、予防接種を実施する医療従事者や接種場所を確保できる大規模な医療機関を想定。

ファイザー社ワクチンを想定
※ 保管方法が非常に難しい

● Ⅱ型医療機関の条件

- 1日で100回以上の接種
  （毎日でなくてよい）
- 共通の要件を満たすこと

予防接種を集中的に実施する曜日、時間を限定して、予防接種を実施する医療従事者や接種場所を確保できる中小規模な医療機関を想定。

モデルナ社・アストラゼネカ社
ワクチンを想定

● 共通の要件

- ワクチンの冷蔵施設を有すること
- 予約時間の設定、被接種者の導線の検討、定期的な換気等により、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（3密対策）が講じられていること
  ➡ 状態観察時に数十人が待機できる規模の施設であることが必要
- ワクチン円滑化システム（V-SYS）を用い、接種に係る医療機関等情報の入力、ワクチン到着日の確認、定期的な接種状況やワクチン等の在庫状況等の報告を行うことができること
  ➡ 熊本市の場合は、市に代行入力を依頼することも可能

● ファイザーのワクチンの小分けに関する条件と移送方法について

【Ⅰ型医療機関】

【基本型接種施設】

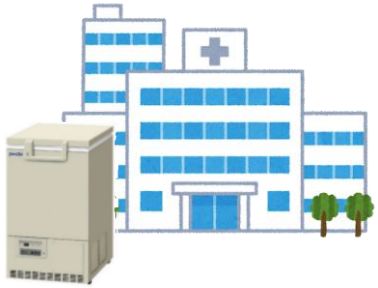

（ディープフリーザー）

管理台帳

・移送数
・移送先

基本型接種施設1カ所につき
3か所程度

<対象>住民
<場所>同一市内（移送時間3時間以内）

【サテライト型接種施設】

＜移送の方法＞

冷蔵（2～8℃）

【移送物品】
・ワクチン本体
・付属文書（添付文書、シール等）
・0.9%生理食塩水
・注射針、シリンジ

保管期限（解凍後5日）以内に必ず使用。保管期限を上回らないよう、移送日と使用日ごとの使用数を記録するほか、原則として1～2日間で使用する分ごとに移送

1つの基本型接種施設 ＋ 3つのサテライト型接種施設

合計 **4つの医療機関**において
10日間で1,170回の接種

➡ 単純計算で、1カ所あたり**10日で約300回**

※ 4つの医療機関のうち、ディープフリーザーを設置した医療機関が基本型接種施設を担う。
※ 小分けのワクチンの移送は、基本型医療機関又はサテライト型医療機関で行う。
※ 基本型接種施設への移送は、まとめてメーカーから直送

Ⅰ 熊本市の接種体制案について

集団接種　**課題**　**医療従事者の確保**

※ 施設集団接種は別途検討中

● 地域集団接種

接種業務（医療従事者）
- 予診（接種の可否の判断）
- ワクチン接種

接種補助業務（有資格者）
- ワクチンの管理・充填
- 状態観察
- 副反応への対応　等

運営業務（事務スタッフ）
- 予約受付　※市で一元化を検討中
- 被接種者（車両）の誘導・案内
- 受付・本人確認・予診票の記載指導
- 予診票・接種券の回収
- 接種済証の交付　等

会場設置業務
- 施設借り上げ
- 冷蔵庫設置
- 診療所開設届　等

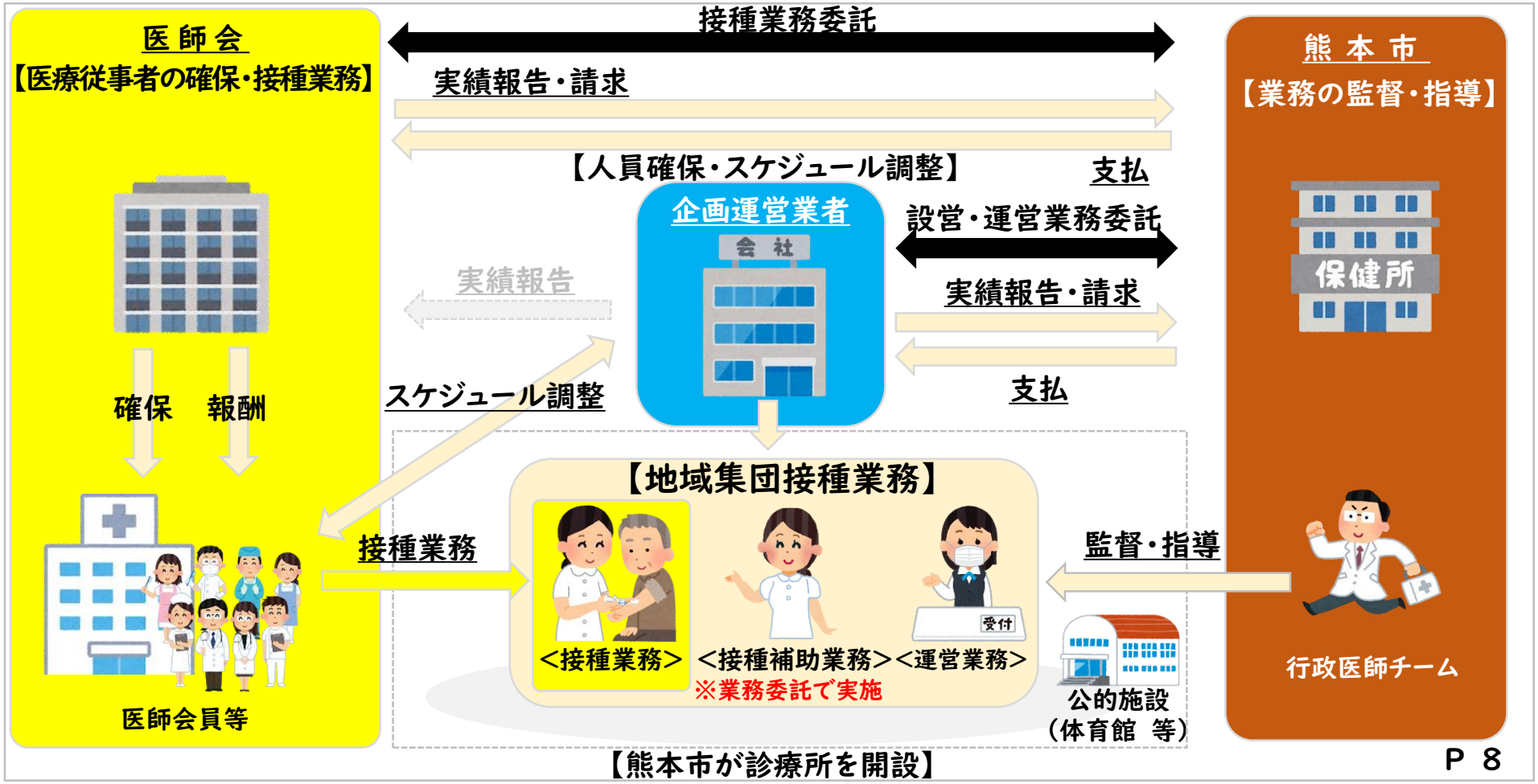

Ⅰ 熊本市の接種体制案について

● 地域集団接種の実施イメージ（標準パッケージ）

接種時間

7時間

（09時～17時
休憩：12時～13時）

人員体制

≪接種業務≫
- ●医師（予診） 1人
- ●看護師（接種） 3人

≪接種補助業務≫
- ●医師（副反応対応） 1人
- ●看護師（薬剤充填） 3人
- ●看護師（状態観察） 1人

≪運営スタッフ≫
- ●事務 16名

接種人数

最大420人

予診から接種まで所要時間【2.0分】

（平均300人程度を想定）

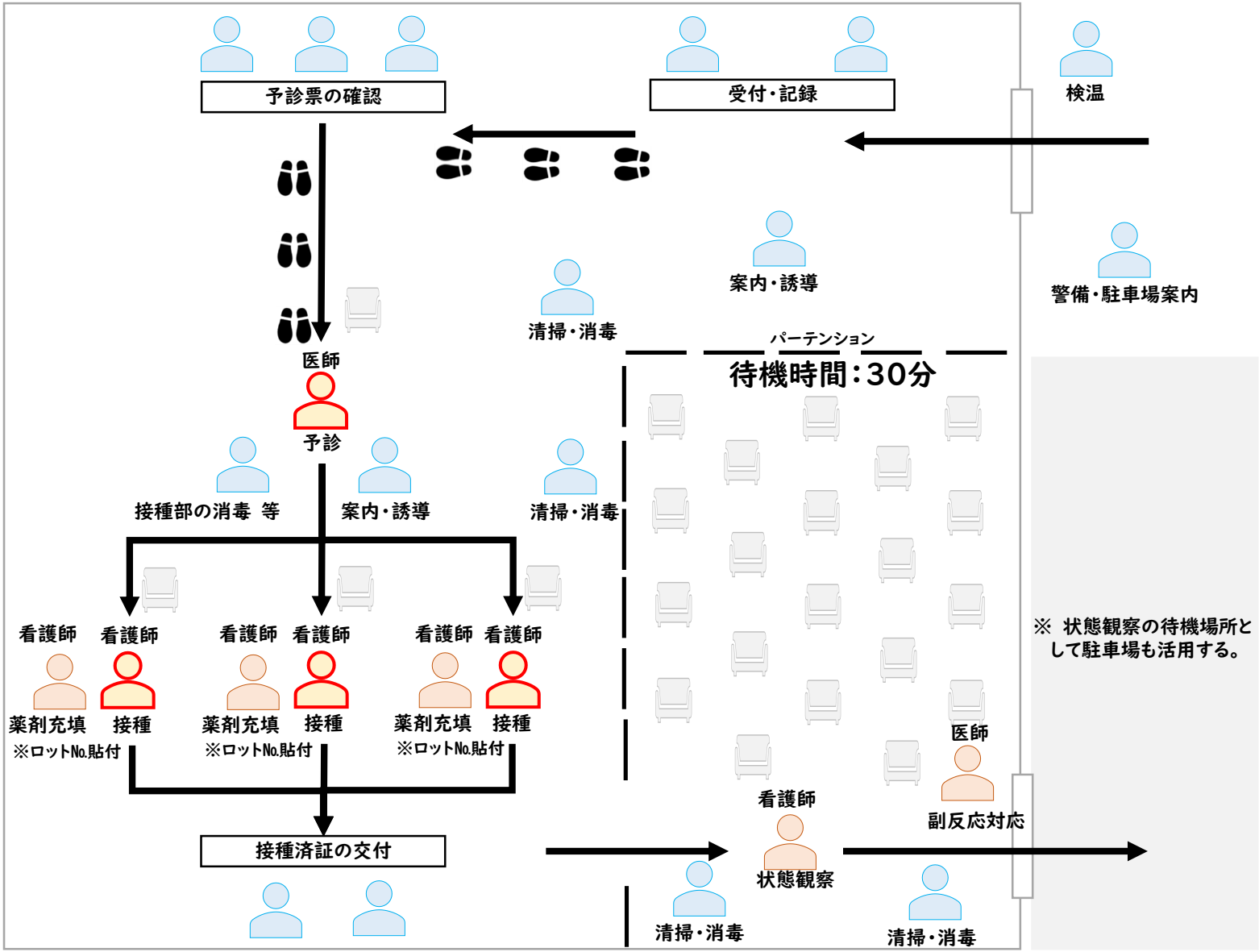

＜市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）を参考に、関係者等の意見を踏まえ、熊本市で作成＞

Ⅰ 熊本市の接種体制案について

● 地域集団接種の会場選定

候補地選定の条件

集団接種の会場では、受付や状態観察において一時的に多くの人が集まることから、3密対策を講じるため、駐車場を含め、ある程度の敷地面積を有する施設である必要がある。

また、市民の利便性を考慮し、平時にも多くの人が来訪するような日頃から慣れ親しんだ場所が考えられる。

なお、長期的な使用の可能性があるため、前述の条件を満たす公共施設を候補地として検討中である。

選定理由（案）・設置数

・ 各区の拠点として区役所付近の公的施設に設置　5カ所

人員体制（案）

1日あたり

●医師	10人
●看護師	35人
●事務	80人

《接種業務》
●医師　5人
●看護師 15人

《接種補助業務》
●医師　5人
●看護師 20人

《会場運営業務》
●事務　80人

候補地（案）

選定中

説明会構成

1　予防接種体制確保について　P1～

2　医療機関へのお願いについて　P11～

3　各種手続き・事務処理について　P14～

地域集団接種における

医師・看護師等の人員提供

ファイザー社ワクチン

Ⅰ型医療機関として個別接種

アストラゼネカ社・モデルナ社ワクチン

Ⅱ型医療機関として個別接種

地域集団接種における

医師・看護師等の人員提供

- 地域集団接種を実施するためには、多くの医師・看護師等の医療従事者が必要不可欠。
- 医療機関に従事する医師・看護師等の医療従事者にお願いする業務内容及び人数は、下記のとおり。

職種	業務内容	1日あたり所要人数
医　師	予診	各区　1名
看護師	接種	各区　3名

※ 各区の拠点としてそれぞれ1か所の集団接種会場を設置し、接種の実施が可能な人員体制の確保を図る。

※ 接種業務のほか、薬剤充填等の補助業務については、運営業者により有資格者を雇用して確保する。

● 医療従事者の確保の方法について

業務名		職種	人数	確保の方法（案）
接種業務	予診	医師	1名	実務経験のある医師、看護師を医師会への業務委託により確保する。 ※各医療機関に協力を依頼し、人員提供でシフトを組むイメージ。
	接種	看護師	3名	
接種補助業務	薬剤充填	(准)看護師	3名	潜在看護師、准看護師、研修医を含め、業務を行える有資格者を、民間業者への業務委託により幅広く確保する。 ※医療人材紹介業者に依頼し、雇用してシフトを組むイメージ。
	状態観察	医師	1名	
		(准)看護師	1名	

● スケジュール・シフト調整の方法

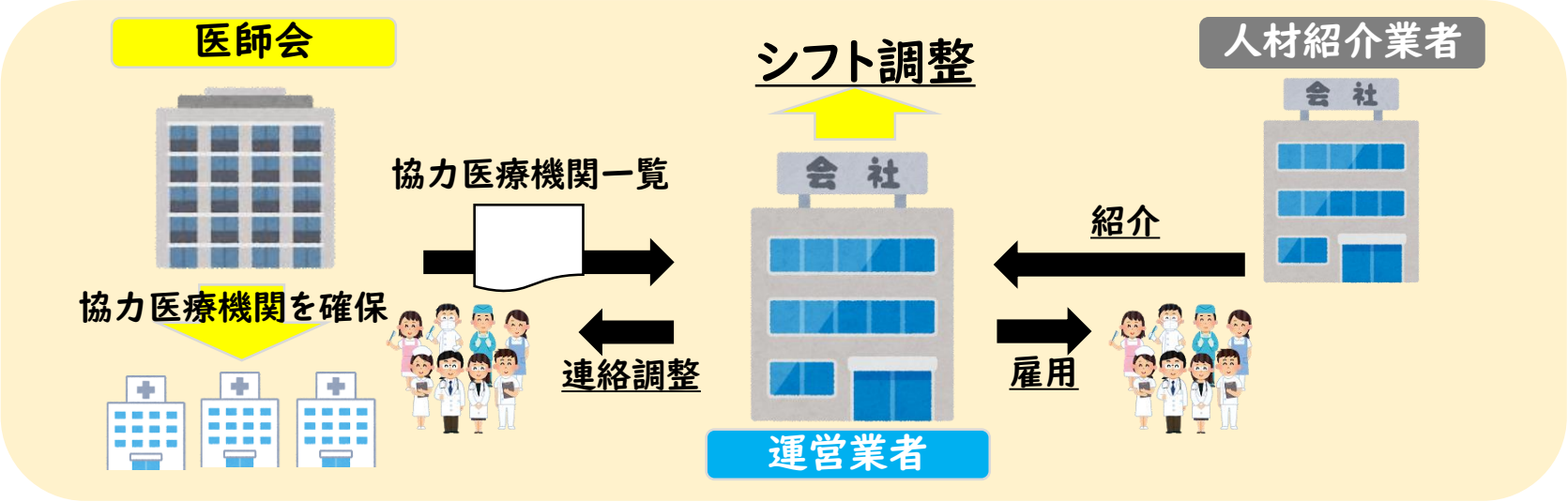

説明会構成

1　予防接種体制確保について　P1～

2　医療機関へのお願いについて　P11～

3　各種手続き・事務処理について　P14～

個別接種の実施にあたって、各医療機関においては、各種手続き・事務処理が必要となる。

① 集合契約（委任状の提出）

② ワクチン接種円滑化システム（V−SYS）の入力

③ 予約受付管理

④ 予防接種時の事務

⑤ 接種費用の請求

① 集合契約（委任状の提出）

- 新型コロナウイルス感染症の予防接種については、実施主体が市町村となっていることから、医療機関で実施するためには、市町村と医療機関との間で委託契約を締結する必要がある。
- 契約が複雑化しないように、「全国知事会」と「日本医師会（及び都道府県）」が各市町村・医療機関の代理人として契約する「集合契約」の形で行う。（契約内容は全国統一）

＜集合契約のイメージ＞

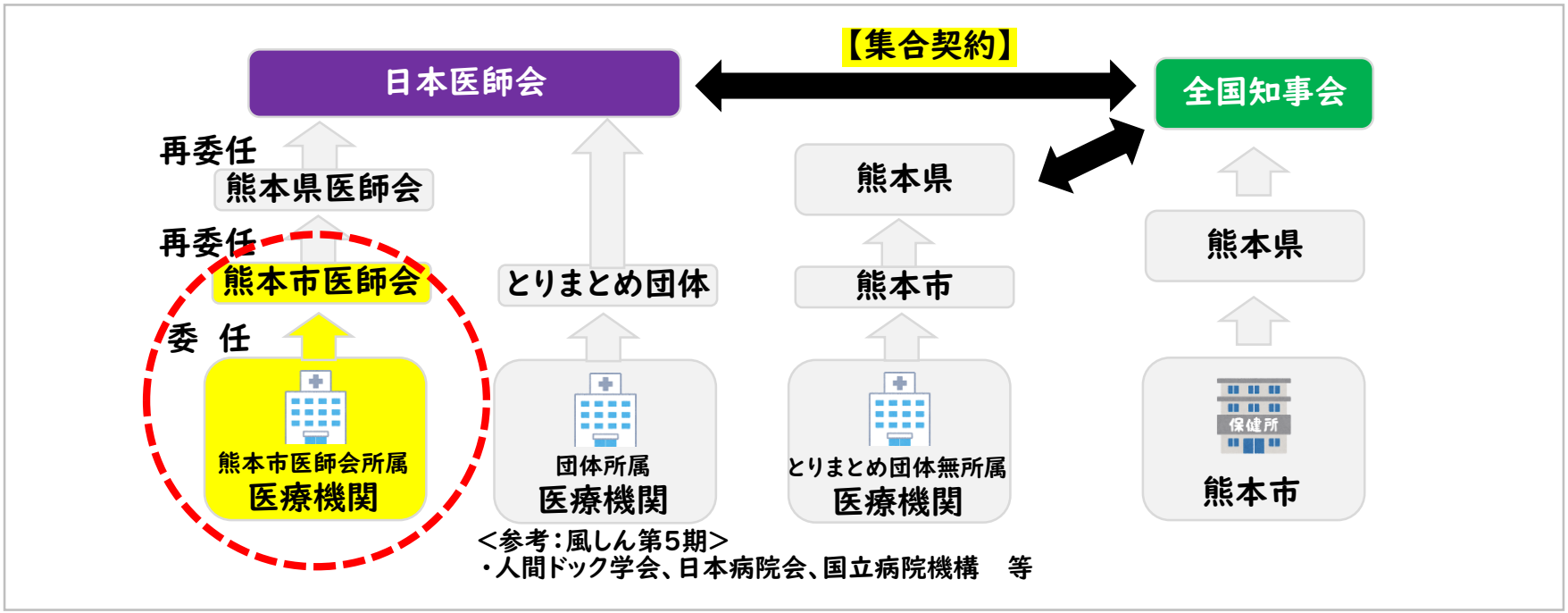

委任状の発行はウェブサイトで行う

（1）ワクチン接種契約受付システムのURLを入力する。
（2）入力フォームに「医療機関コード」、「担当者情報（担当者名、役職、電話番号、メールアドレス）」、委任先（熊本市医師会）、「取り扱うワクチンの製造会社」を入力する。
（3）PDFで出力される委任状を印刷して、委任先（熊本市医師会）に郵送する。

② ワクチン接種円滑化システム（V−SYS）の入力

実施医療機関の入力項目

● 医療機関情報の登録　● 接種実績の登録　● ワクチン在庫等の登録

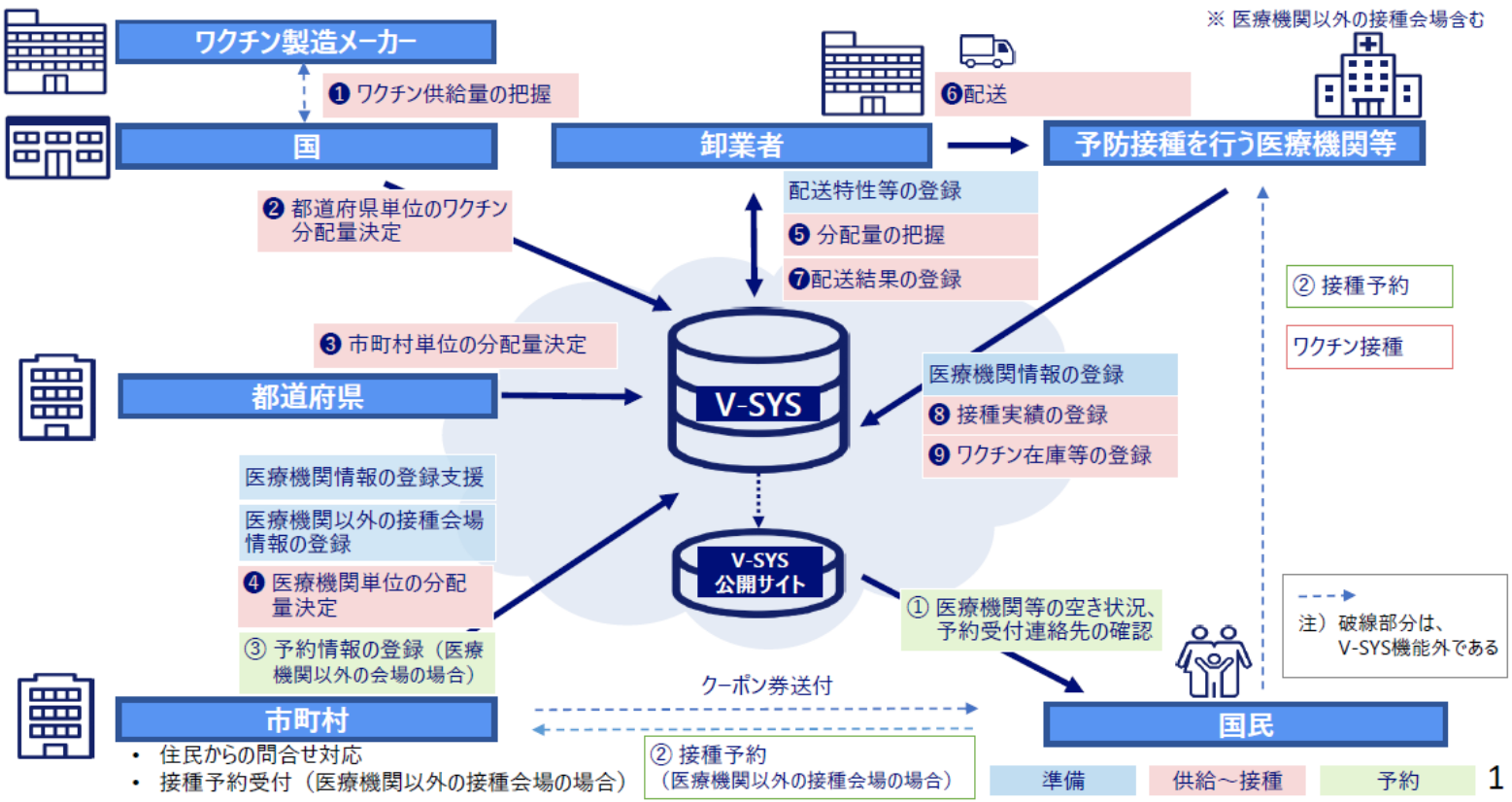

【国説明会資料抜粋】

医療機関の負担軽減を図るため、市（委託業者）に代行入力を依頼することも可能

③ 予約受付管理

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（3密対策）を行う必要があるため、同時に多くの人が集まらないように、予約の時間枠を設けることが必要と考えられる。

※ 国の考えでは、各医療機関の既存の受付システムを活用することとなっている。
➡ 医療機関へ受付や問い合わせの電話が集中し、医療機関の業務負担が大きくなることが想定される。

熊本市では、

医療機関の負担軽減を図るため市に受付管理を依頼することも可能

※ 自院のかかりつけ患者のみを対象とする場合等、対象者を限定する場合は、各医療機関で受付が必要。

＜市で行う受付管理のイメージ＞

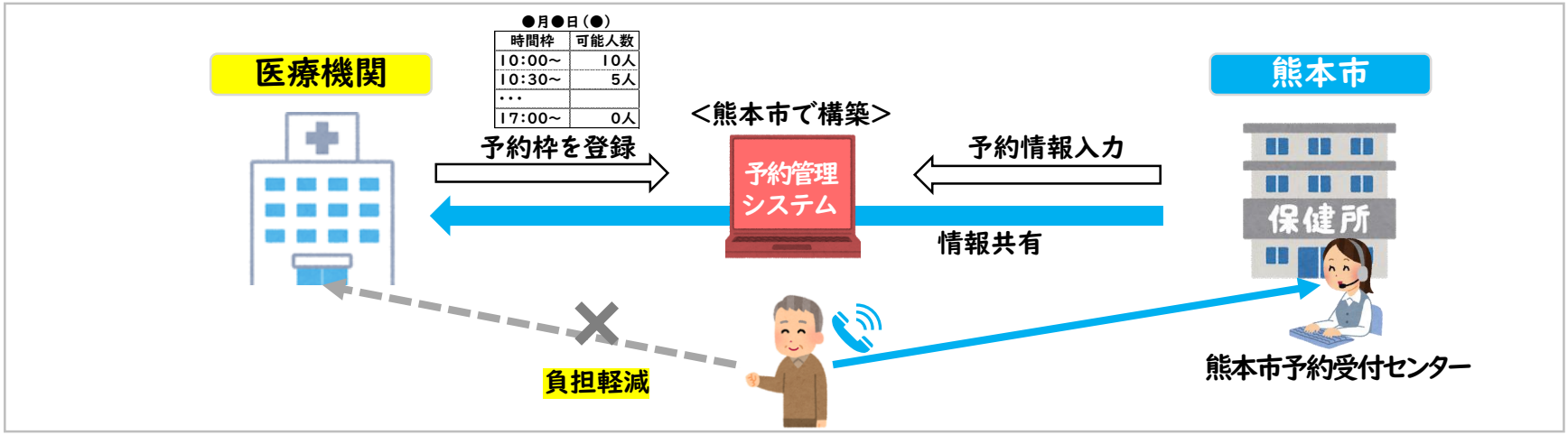

第2回説明会で具体的な方法等を説明

（2月下旬開催予定）

④ 予防接種時の事務

受付時

新型コロナウイルス感染症の予防接種については、原則として**住所地の市町村で接種を受ける**こととなっているので、受付時に接種券と本人確認書類（運転免許証、被保険者証等）で熊本市民であるかの確認が必要。

※ 接種券交付後に住所地が他の市町村となった者は、新しい住所地で接種を受ける必要がある。

● 熊本市外住民の接種可能な**例外的**な取り扱い

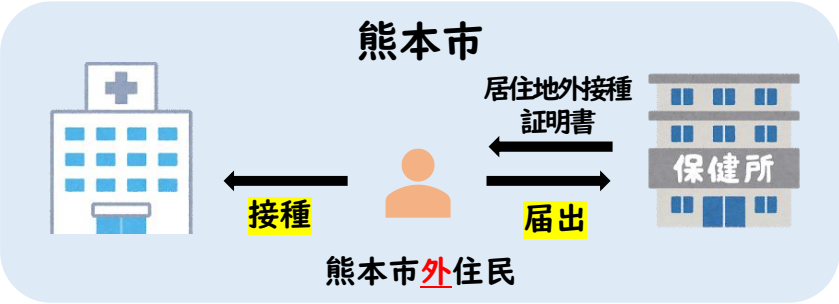

<届出が不要な場合>

● 入院・入所者、**基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合**、災害による被害にあった者、 拘留又は留置されている者、受刑者 等

<届出が必要な場合> ※居住地外接種証明書の確認が必要

● 出産のために里帰りしている妊産婦、遠隔地へ下宿している学生、単身赴任者 等 ※届出方法等の詳細は未定

接種後

- 予診票に、接種券のシールとワクチン名・ロット番号のシールを貼付。
- 予診票の医療機関控えを医療機関において保管。

※ 予診票は、複写式で調整中であるが、複写式とならなかった場合にはコピーが必要。

第2回説明会で具体的な方法等を説明

（2月下旬開催予定）

⑤ 接種費用の請求

- 新型コロナウイルス感染症の予防接種については、**実施主体が市町村**となっていることから、被接種者の**住所地の市町村に接種費用を請求**することとなる。
- それぞれの市町村へ請求すると事務が煩雑化するため、**熊本市外住民の接種をした場合**は、**支払代行機関を経由して請求**することで事務負担の軽減を図る。

＜請求のイメージ＞

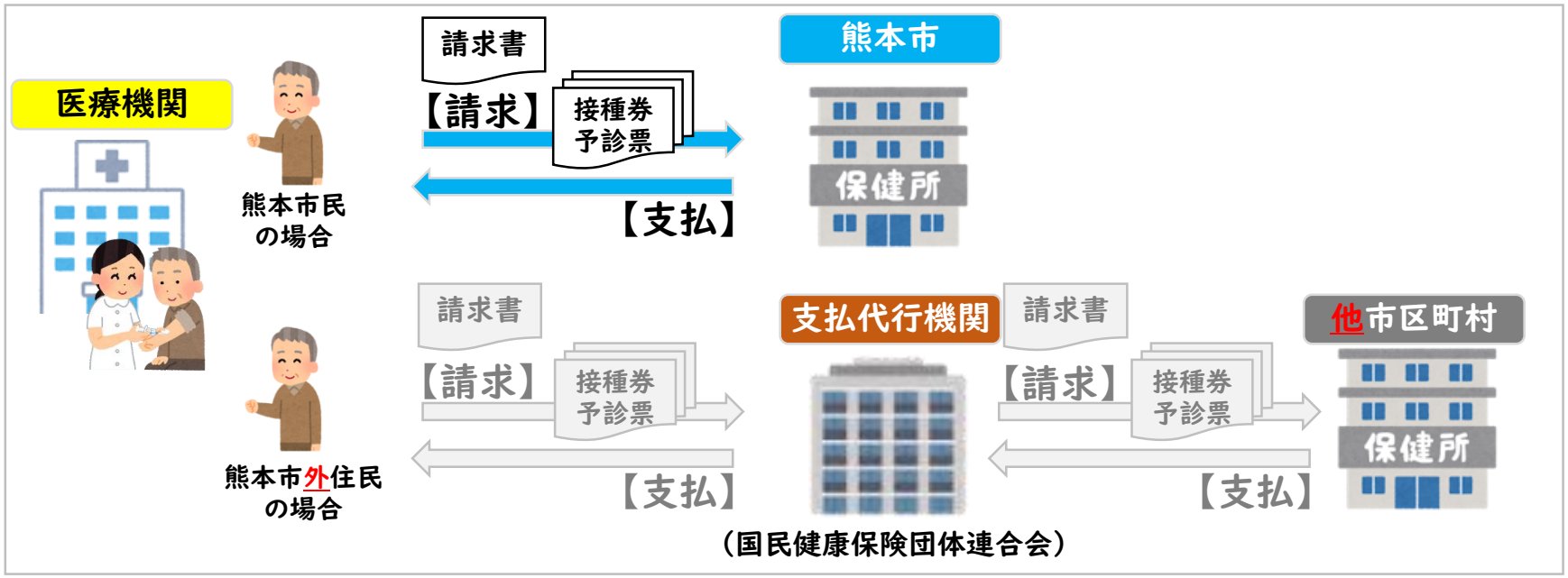

第2回説明会で具体的な方法等を説明

（2月下旬開催予定）

● 接種費用の内訳

項 目	金 額	備 考
注射針等	0円	現物支給 （希釈用の注射針・シリンジは医療機関で準備が必要）
ワクチン代	0円	現物支給
予診費用	1,540円	1回目（2,340円※1）と2回目（730円）の平均、6歳未満は、660円※2を加算
事務費	180円	感染防止対策や V SYS 入力手数料等を勘案
接種費用	350円	
合計額	2,070円	税抜

※1 1回目の予診費用については、医科点数診療報酬の初診料2,880円と再診料 730円の割合をそれぞれ75%、25%（再診の割合は、「傷病で通院している人の割合（2019年国民生活基礎調査）」（=40.4%）から、ワクチン接種と関係の薄い診療科に関する傷病の割合を除いたもの（=25%）とし、その合計額とした。

※2 6歳未満の乳幼児の予診費用については、上記と同様に医科点数診療報酬の初診乳幼児加算750円と再診乳幼児加算380円の割合を、それぞれ 75%、25%とし、その合計額660円を加算するものとする。

医療機関で準備が必要なもの

- ○ 冷蔵庫
- ○ 予診等で使う物品
  - ・ 医療従事者用のマスク
  - ・ 医療従事者用の使い捨て手袋
  - ・ 使い捨て舌圧子
  - ・ 体温計
- ○ 接種に用いる物品
  - ・ 希釈に用いる注射針、シリンジ
  - ・ 消毒用アルコール綿
  - ・ トレイ
  - ・ 医療用廃棄物容器、針捨て容器
  - ・ 手指消毒液
- ○ 救急用品
- ○ 事務用品

国又はワクチンメーカーが提供するもの

ワクチン配送と同時期に送付

- ○ ワクチン
- ○ ワクチンに付随する書類（添付文書等）
- ○ 希釈用生理食塩水
- ○ 接種用の注射針（25G）
- ○ シリンジ（1ml、2ml、2.5ml など）
- ○ ドライアイス
  - ※ 基本型接種施設で超低温冷凍庫がない場合

事前に設置・送付

- ○ 超低温冷凍庫
  - ※ 自治体が指定した施設
- ○ ドライアイスの詰替え用の物品
  （手袋・ゴーグル・スコップ）